

医療費給付制度が 10月から変わります

10月1日から岡山県医療費給付制度の改正に伴い、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、岡山県老人医療の《対象者》《所得制限》《医療費の負担》が変わります。

なお、乳幼児医療については今までどおり医療費の負担は無料ですが、社会保険加入者用の受給資格者証をお持ちの人は、1カ月の自己負担額が72,300円を超える額については負担する必要があります。現在お持ちの乳幼児医療費受給資格者証は、10月以降も引き続き使用できますので、お医者さんにかかるときには必ず健康保険証と一緒に窓口に提示してください。

■問い合わせ先 市市民課 ☎0869-22-3958
市牛窓支所 市民生活課 ☎0869-34-3432
市長船支所 市民生活課 ☎0869-26-2016

岡山県老人医療費公費負担制度

<p>現制度 (9月30日まで)</p>	<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①65～69歳のひとり暮らし老人 ②65～69歳の寝たきり老人 (国制度の寝たきり老人を除く) ③68・69歳の低所得世帯老人 <p>《所得制限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①②社会保険本人のみあり ③世帯全員の市町村民税均等割課税以下 <p>《医療費の負担》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1割負担 (一定以上の人は2割) 	<p>改正後 (10月1日以降)</p>	<p>《対象者》</p> <p>市内に住所を有する70歳未満の各医療保険加入者のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ①昭和16年9月30日以前生まれのひとり暮らし老人 ②昭和16年9月30日以前生まれの寝たきり老人(国制度の寝たきり老人を除く) ③昭和13年9月30日以前生まれの低所得世帯老人 <p>《所得制限》 変更なし</p> <p>《医療費の負担》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1割負担 (一定以上の人は3割)
--------------------------	---	--------------------------	---

岡山県老人医療自己負担分上限額 (10月1日以降)

所得区分		外来のみの場合	外来+入院の場合
一定以上 (※1)		44,400円	80,100円
		※経過措置 12,000円	※経過措置 +801,000円を超えた 総医療費の1%を加算 44,400円
一般 (※2)		12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ (※3)	8,000円	24,600円
	Ⅰ (※4)		15,000円

※経過措置とは…
税制改正(平成16,17年)に伴い、平成18年度に「一般」から「一定以上所得者」に変更になった人については、「一般」の1カ月の自己負担上限額を設定します。

※1…対象者、70歳以上の人の課税所得が145万円以上の人。
※2…一定以上・低所得者いずれにも当てはまらない人。
※3…住民票上の世帯全員が市民税非課税の人。
※4…(※3)に該当し、住民票上の世帯全員の各所得が必要経費・控除を差し引いて0円になる人。

ひとり親家庭等医療費公費負担制度

<p>現制度 (9月30日まで)</p>	<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の親・児童 ・父母のいない児童 ・父母のいない児童を養育している 配偶者のいない女子・65歳以上の祖父 <p>《所得制限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親、配偶者のいない女子、65歳以上の祖父が所得税非課税 <p>《医療費の負担》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来1回 500円 (同一医療機関月2回まで) ・入院1日1,000円 (同一医療機関月10日まで) 	<p>改正後 (10月1日以降)</p>	<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の親・児童 ・父母のいない児童 ・父母のいない児童を養育している 配偶者のいない人 <p>《所得制限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての対象者が所得税非課税(※5) <p>《医療費の負担》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1割負担
--------------------------	--	--------------------------	--

重度心身障害者医療費公費負担制度

<p>現制度 (9月30日まで)</p>	<p>《名称》 重度心身障害者医療費公費負担制度</p> <p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳A・B所持者 <p>《所得制限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険本人のみあり <p>《医療費の負担》・無料</p>	<p>改正後 (10月1日以降)</p>	<p>《名称》 心身障害者医療費公費負担制度</p> <p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳A・B所持者 <p>《所得制限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての対象者に所得制限(※5) <p>《医療費の負担》・1割負担</p>
--------------------------	---	--------------------------	---

ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療自己負担分上限額 (10月1日以降)

所得区分		外来のみの場合	外来+入院の場合
一定以上 (※6)		44,400円	80,100円
一般 (※7)		12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ (※8)	2,000円	12,000円
	Ⅰ (※9)	1,000円	6,000円

平成21年度以降

低所得	Ⅱ (※8)	4,000円	対象者や対象者と同じ健康保険に加入している人、対象者と生計を一にしている人の所得によって1カ月の自己負担上限額を設定します。
	Ⅰ (※9)	2,000円	

※5…現在対象となっている人が、今回の改正による所得制限で対象外になる場合でも平成20年度までは対象となります。
※6…※3・4・5のいずれにも当てはまらない人。
※7…世帯全員の市民税所得割額43,500円未満の人。
※8…世帯全員の市民税所得割の合計額がない人。
※9…(※8)のうち、すべての世帯員に合計所得金額がない人。